

京都市市営住宅 特定目的優先選考入居者 （DV被害者又は同居する親族等から の暴力被害者）募集のご案内

＜同居する親族等からの暴力被害者（女性）を含む世帯も対象となります＞

＜令和8年度から1年を通して随時募集します＞

市営住宅は、住宅に困っておられる収入の少ない方に、低額の家賃で賃貸するための住宅です。

京都市では、DV被害者又は同居する親族等からの暴力被害者（女性）を含む世帯の居住の安定を図り、その自立を支援するため、市営住宅への優先入居制度を設けています。

先着順となりますので、一般募集と重複して優先入居に申込みすることはできません。（一般募集落選後の申込みは可能です。）

入居には資格要件がありますので、ご一読のうえ、お申込みください。

募集期間

随時 ※先着順

相談・申込み

- * まずはお電話でご相談ください。
- * ご相談のうえ、要件に該当する場合には、申込書と収入に関する必要書類をそろえてご提出いただきます。

○ご相談、お申込みは

京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当（DV対策担当）

電話：075-222-3091（平日8：45～17：30）

所在地：京都市役所 分庁舎地下1階

募集住宅

市営住宅の詳細については「京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当」においてご案内いたします。まずはお問合せください。

※ 家賃は、毎年度申告していただく世帯の収入と、住宅の規模や立地条件、築年数などによって決定されます。家賃のほかに共益費を毎月納めていただきます。

申込資格

入居申込みができる方は、申込日時点で、次の１～８のすべての条件を備えていることが必要です。

また、入居までにこれらの条件が１つでも欠けたときは、入居できません。

１ 現在、配偶者からの暴力により住宅に困っている方又は同居する親族等からの暴力被害者（女性）を含む世帯で、次のいずれかに該当すること。（持家があっても申し込める場合があります。）

- ア 配偶者暴力相談支援センターで現に一時保護されているＤＶ被害者
（一時保護が終了した日から起算して５年を経過していない方を含みます。）
- イ ＤＶを保護理由として女性自立支援施設（旧婦人保護施設）又は母子生活支援施設に入所しているＤＶ被害者
（保護が終了した日から起算して５年を経過していない方を含みます。）
- ウ 配偶者に対し保護命令が発せられているＤＶ被害者
（当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していない方を含みます。）
- エ 女性相談支援センター（旧婦人相談所）等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されているＤＶ被害者
- オ 配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関又は関係機関と連携してＤＶ被害者支援を行っている民間支援団体（一時保護事業委託団体、地域ＤＶ協議会参加団体及び補助金等交付団体）において「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」が発行されているＤＶ被害者
- カ 女性相談支援センター（旧婦人相談所）又は京都市女性のための相談支援センターによる、同居する親族等からの暴力を理由に保護をされ、又は対面による相談をした旨の証明書が発行されている女性被害者を含む世帯（単身でのお申込みはできません）

２ 京都市内に居住しているか又は勤務先があること。

居住地は、申込日現在、住民票により確認できること。

また、在勤要件は、個別に審査があります。

※ 住民票を異動しないで市外から転入したＤＶ被害者（または親族等からの暴力被害者を含む世帯）については、住民票異動の際、区役所の市民総合窓口室で住民票等の閲覧制限申請をしてください。

※ 住民票が市外にある方は、市内に居住していることが確認できれば申込みできる場合がありますので、ご相談ください。

３ 現に同居し又は同居しようとする親族があること（単身者向け住戸を除く）。

※ 他に扶養すべき者のある親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。また、家族を不自然に分離した申込みはできません。

※ ＤＶを理由に離婚が成立していない方であっても、離婚の意思があれば、申込みできる場合がありますので、ご相談ください。

４ 申込者は、民法上の成人（入居日までに満１８歳以上の方）であること。

5 申込者及び現に同居し又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

6 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと（市営住宅条例に違反し、法的措置により明渡しを求められた方などを含む。）。

※ 今回の応募に関連して、市営住宅に関する諸申請が必要な方は、申込日までに申請されている事が申込条件となります。

※ 市営住宅の家賃及び明渡し時の原状回復費用の未納の方は、申込日までに、全額納入が必要です。

7 収入（所得）が定められた基準の範囲内であること。

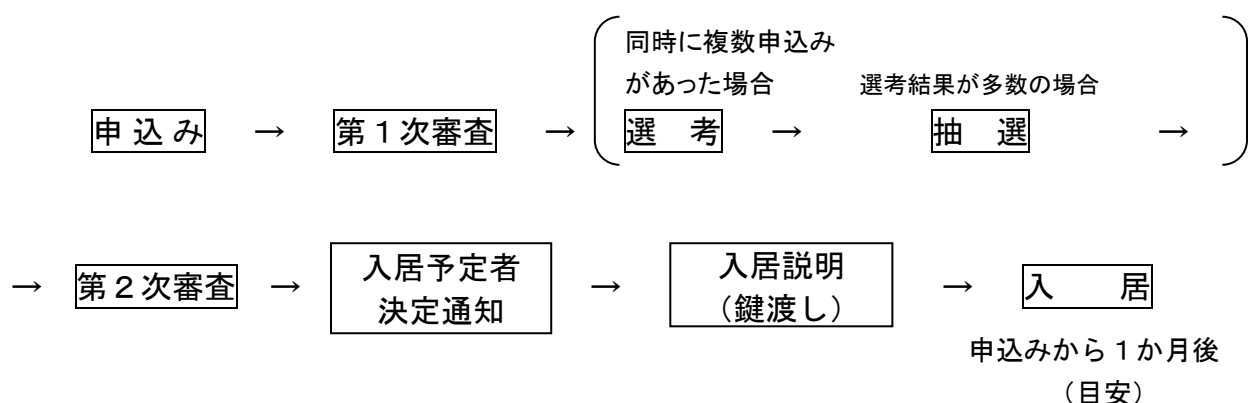
直近の「市営住宅入居者公募案内」を参照してください。

※ DVを理由に離婚が成立していない方であっても、離婚の意思があれば独立した生計世帯として申込みできる場合がありますので、ご相談ください。

8 申込者又は同居する親族に施設等に入所中又は入院中の方がおられる場合、入居日までに退所・退院し、同時に入居できること。

※ 申込書の備考欄に「退所（退院）予定日」を記入してください。

入居までの流れ



申込時に必要な書類

① 「京都市市営住宅入居申込書」

② 以下のうちいずれか一つ

対 象 者	提 出 書 類
(1) 配偶者暴力相談支援センターで一時保護を受けているDV被害者（保護が終了した日から5年を経過していない方も含む）	配偶者暴力相談支援センターの在所証明書
(2) DVを保護理由として母子生活支援施設等に入所しているDV被害者（保護が終了した日から5年を経過していない方も含む）	女性自立支援施設（旧婦人保護施設）又は母子生活支援施設等の在所証明書

(3) 配偶者に対し保護命令が発せられているDV被害者 (命令が効力を生じた日から5年を経過していない方も含む)	保護命令決定書の写し(原本持参のこと)
(4) 女性相談支援センター(旧婦人相談所)等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されているDV被害者	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の原本又は写し
(5) 「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」が発行されているDV被害者	公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書の原本又は写し
(6) 女性相談支援センター(旧婦人相談所)又は京都市女性のための相談支援センターによる、同居する親族等からの暴力を理由に保護をされ、又は対面による相談をした旨の証明書が発行されている被害者を含む世帯(単身でのお申込みはできません)	女性相談支援センター(旧婦人相談所)又は京都市女性のための相談支援センターの相談証明書

③ (持家がある方のみ)「誓約書」

※ 応募時には必要ありませんが、第2次審査において申込書の記載内容を確認するため、住民票、課税証明書の他、各種書類を提出していただきます。

世帯の状況によって必要な書類が異なるため、詳しくは、別途、個別にお知らせします。

お問合せ・担当窓口

○申込み、DV被害・親族等からの暴力被害の要件などに関すること

京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当(DV対策担当)

電 話 : 075-222-3091 (平日8:45~17:30)

○入居に関すること

京都市住宅供給公社(業務課 公募担当)

電 話 : 075-223-2142 (平日8:45~17:30)

京都市では、関係機関等と連携のもと、「京都市DV相談支援センター」にて配偶者等からの暴力に関する相談や自立支援を行うとともに、「京都市女性のための相談支援センター『みんと』」にて同居親族等からの暴力に関する相談を始め困難な問題を抱える女性に対する包括的な支援を行っています。

<相談受付時間> 月~土 9:00~17:15

(日・祝日・年末年始を除く)

<相談電話番号> 075-874-4971

<緊急ホットライン(相談受付時間外の情報提供など)> 075-874-7051